

町長メッセージ

国は、令和3年7月8日付けで、10都府県に発令していた『まん延防止等重点措置』について、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、東京都については感染拡大が深刻なため、4回目の緊急事態宣言を発令、また、北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、7月11日の期限をもって解除し、大阪府、神奈川県、千葉県、埼玉県の1府3県は、その期間を8月22日まで延長としました。

これを受け神奈川県は、措置区域の指定について横浜市や川崎市、小田原市など、6市町を指定していましたが、感染状況等を踏まえ、6市町から横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市に縮小し、措置期間を8月22日まで延長することを決定しました。

本町におきましては、措置区域ではないものの、感染力が強いと言われている変異株による新規感染者が全国的に増加傾向にあり、まん延防止等重点措置期間が延長されたことを受け、町立施設の運営・利用等の制限を8月22日まで継続することとしましたので、ご利用時には引き続き、「3密の回避」等の感染症対策にご協力をお願いいたします。

また、東京オリンピックは、東京都で新型コロナウイルスの感染が拡大し、4回目の緊急事態宣言が発令されたことなどをを受けて、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などで競技のほとんどが無観客での開催が決定され、人の流れを抑制して新たな感染拡大につながらないように対策に万全を期すこととしております。

町においては、引き続き、新型コロナウイルスワクチンの接種を進めてまいります。現在のワクチンの供給状況を鑑みますと希望する全ての方が接種を受けるには、まだまだ期間を要する見込みとなっております。

また、ワクチン接種を受けたからといっても感染を完全に防げるものではないことから、今後も感染の急拡大を引き起こさないよう、国から示さ

れている「新しい生活様式」を各自の日常に取り入れるとともに、事業者の皆さまにおきましては、各業界や県が策定した「感染拡大防止ガイドライン」などを踏まえた事業運営を継続していく必要があります。

併せて、ご自身や身近な方の健康と大切な命を守り、さらには感染症の医療現場で働く医療従事者の方々の負担を減らすため、皆さま方には次の基本的な感染防止対策を引き続き徹底してくださるようお願いいたします。

(町民の皆さまへ)

変異株は感染力が非常に強く、若年層でも重症化リスクが高い可能性が指摘されています。少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えは厳禁です。引き続き、M(適切なマスク着用)・A(アルコール消毒)・S(アクリル板で遮蔽)・K(距離と換気)の基本的な感染防止対策を徹底してください。

- ・ 不要不急の外出を自粛するとともに都道府県間の移動を控えてください
- ・ 外食は、「黙食(だまって)」「個食(ひとりで)」昼夜を問わず、「マスク飲食(会話する時はマスクをつけて)」
- ・ 時短要請をしている時間以降に飲食店等を利用することは避けてください

(事業者の皆さまへ)

- ・ 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策
- ・ 業界ガイドラインの遵守

今後も引き続き、町民や事業者への支援、感染予防対策等に取り組みながら、暮らしと観光が両立した賑わいある新しい観光地・箱根を目指してまいりますので、皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年7月12日

箱根町長 勝俣浩行